

《給与支払報告書(個人別明細書)の記載要領》

⑦ 給与支払報告書(個人別明細書)

① 千葉県旭市二の2132番地	② アサヒ タロウ 旭 太郎
③ 賞与・給与 3 000 000	1 684 000
④ 380 000	⑤
⑥ 普 B 等	
前職 ○○工業株式会社	源泉徴収時所得税減税控除済額 〇〇〇〇〇円、控除外額〇円
支払額 2,500,000円	社会保険料 320,000円 所得税額 55,000円 令和6年10月31日退職
⑦ アサヒ ハナコ 旭 花子	⑧
⑨	⑩
⑪ 千葉県旭市二の0番地0	〇〇工業 株式会社

- ①:給与受給者の令和7年1月1日現在の住所を記載。令和6年中に退職した場合は、退職時の住所を記載。
- ②:給与受給者の氏名・フリガナ・マイナンバーを誤りのないよう記載。
- ③:給与の支払金額・給与所得控除後の金額・所得控除の合計額・源泉徴収税額を記載。
- ④:(源泉)控除対象配偶者の有無等に○をし、配偶者(特別)控除の額を記載。
- ⑤:所得控除の対象とした扶養者の人数を記載。
- ⑥:摘要欄に前職分を含めて作成する場合、その内訳を記載。

普通徴収対象者は、普通徴収申請書に記載した略号(普 B、普 C など)を摘要欄に記載。

なお、今回は、定額減税に関する事項を記載する必要があります。

令和6年分所得税の定額減税に関する事項を次のように記載してください。

内 容	記載方法
実際に控除した年調減税額	源泉徴収時所得税減税控除済額 ×××円
年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額	控除外額 ×××円 (注)控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」
合計所得金額が1,000万円超の方で、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合	非控除対象配偶者減税有 (注)同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合「減税有」の追記で差し支えありません。

詳細は、銚子税務署に問い合わせ又は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」を参照してください。

- ⑦:配偶者(特別)控除対象の配偶者の氏名・フリガナ・マイナンバー・所得金額を記載。
- ⑧:扶養控除対象の扶養者の氏名・フリガナ・マイナンバーを記載。
- ⑨:給与受給者が令和6年中に就職又は退職した場合、その日付を記載。
- ⑩:給与受給者の生年月日を記載。元号は、漢字で記載。「昭和」、「平成」等
- ⑪:給与支払者(事業所)情報を記載。

注意事項

★給与支払報告書を eLTAX 又は光ディスク等で提出する場合

普通徴収に該当する方の個人別明細書の「普通徴収」欄に必ずチェックを入力し、摘要欄に該当する略号(普B、普Cなど)を記載してください。その場合、普通徴収申請書の提出は不要です。乙欄にチェックした場合でも、普通徴収に該当する場合は「普通徴収」欄にチェックが必要です。

加えて、特別徴収税額通知の受取方法の誤りがないか必ず確認し、選択をお願いします。

★住宅借入金等特別控除区分の誤りについて

毎年、住宅借入金等特別控除区分の記載誤りが散見されます。

例1:特定取得ではないのに、住(特)と記載、例2:特定増改築等ではないのに、増または増(特)と記載

住宅借入金等特別控除区分における「(特)」は特定取得の略ですので、特定増改築等と混合しないようご注意ください。区分は、控除証明書に表示されています。

※1人につき1枚を提出してください。(複写不要)

※令和6年分の年末調整においては、定額減税の計算が必要となります。

※詳細は、「令和6年分年末調整のしかた」3～4ページを参照してください。